

公的関与のあり方に関する基本方針

平成17年7月

矢吹町行財政改革推進本部

はじめに

地方分権が進められ、市町村の行財政運営には益々創意と工夫が求められており、その基盤整備として行財政改革に取り組まれている。

行財政改革の1つの視点として、「行政の守備範囲」を確認する必要があると考えられる。肥大化の一途を辿ってきた行政サービスであるが、果たして真に行政が担うべきものだったのであろうか。右肩上がりに推移してきた経済情勢に合わせて展開された行政政策は公共サービス＝行政サービスとの誤解を生み、現在はその態様を維持するための財政的状況にないと考えられる。

本年3月には分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会（座長：岩崎美紀子筑波大学教授）が「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－」とした報告書が取りまとめられた。

この中で提言は、「人が生き生きとして地域社会に関わり、また、自治体経営を持続可能にしていくためには、もはや公共を行政のみによって担うという考え方から脱却しなくてはならない。地域の様々な主体が自治体と協働して公共を担う「新しい公共空間」の形成こそが、これからの自治体経営の基本理念となるのではないか。」として、「多様な主体と協働して公共サービスを提供する仕組みの構築」、「行政と住民との関係の変革」と「行政内部の変革」などをポイントに理念を提示するとともに、全国の自治体の実例が紹介されており、今後の地方行財政改革の範となるものと思われる。

現在、本町では「協働のまちづくり」として住民が主体的なまちづくりを進めるよう取り組まれており、今後、新たな公共分野のあり方についての議論が期待される。

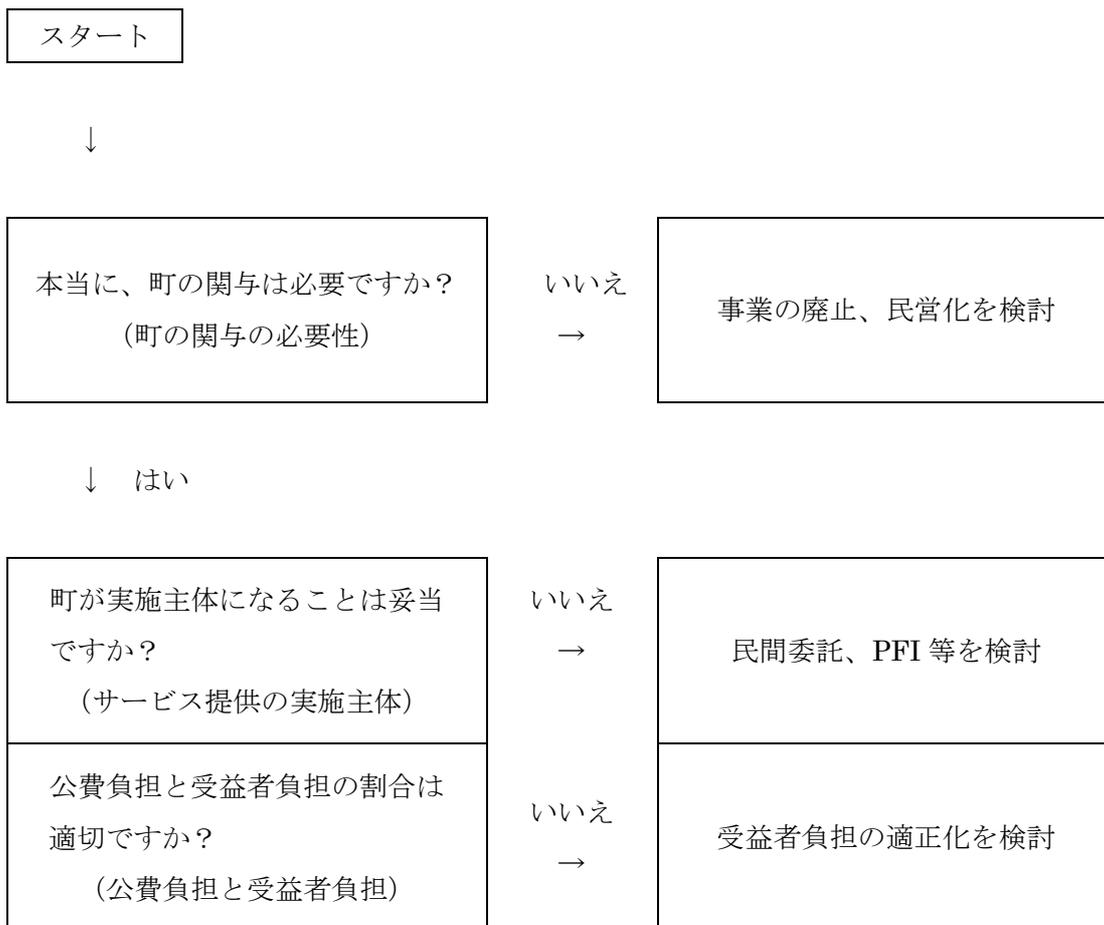
本町では、昨年度から本格的行財政改革に取り組んでいるところであるが、改革の推進にあたっては、現在行っている施策・事務事業について「行政が行うべき仕事は何か」「行政はこの仕事に関わるべきか」という原点に立ち返った根本的・基本的な視点が必要不可欠となっている。

この指針は、行政の関与の必要性や実施主体の妥当性など、公的関与のあり方についての基本的事項を整理したものであり、職員一人ひとりが、そして各部署それぞれが所掌する施策・事務事業を点検、検証、見直しを進める際の指針として活用するものである。

基本的考え方

以下の3つの基本的考え方に基づき、公的関与のあり方を点検・検証する。

1. 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、町の関与は必要最小限とする。
2. 町の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入する。
3. 特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、負担の公平の観点から、利用者に適正な費用負担を求める。



1. 関与の必要性の点検

(1) 関与の範囲

町が実施している事務事業について、公的関与の範囲内かどうかを点検する。

下表は、公的関与の範囲を事務事業の性質別に表したものであり、下表の区分のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の範囲外であり、町の関与の必要性はないと考えられるため、事業の廃止または民営化を検討する。

区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
1	法律で実施が義務付けられている事務事業	大
2	受益の範囲が不特定多数の住民におよび、サービスの対価の徴収ができない事務事業	大
3	住民が社会生活を営むうえで必要な生活水準の確保を目的とした事務事業	大
4	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために必要な規制、監視指導などを目的とした事務事業	中
5	個人の力だけでは対処しえない社会的・経済的弱者に生活の安定を支援し、あるいは安全網を整備する事務事業	中
6	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資あるいは事業リスクや不確実性のため民間だけで対応不可能なものの補完的事務事業	小
7	民間のサービスだけでは全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、補完・先導する事務事業	小
8	町の個性、特色、魅力を継承、発展、創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業	微
9	特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業	微

ただし、上表のうち行政の活動領域が大としたものについても、国等の規制緩和、構造改革特区、地域再生等により民間活動領域が拡大される事例、あるいは協働のまちづくりの視点からも点検するものとする。

(2) 関与の妥当性

公的関与の範囲内の事務事業であっても、その後の社会経済情勢の変化や住民ニーズの低下、厳しい財政状況等を考慮すると、関与の妥当性が薄れている場合がある。

下表の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、町の関与の必要性も低下してきていると考えられることから、廃止、民営化、縮小あるいは関与の手法*を含めた事務事業のあり方を検討する。

区分	関与の妥当性が薄れている事務事業
1	事業開始時と比較して社会経済情勢が変化、あるいは目的が既に達成されるなど、実施意義が低下している事務事業
2	利用者数が減少するなど住民ニーズが低下、あるいは住民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている事務事業
3	国や他市町村の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある事務事業
4	国または県において、同種のサービス提供が行われている事務事業
5	民間の活動を阻害、あるいは民間と競合している事務事業
6	限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない事務事業

* 関与の手法についてはいくつかの分類が考えられるが、一例を挙げれば次のようなものがある。

誘導＝啓発、後援、顕彰 など

助成＝人的支援、財政的支援 など

規制＝条例・制度の制定、監視指導 など

提供＝町が全面的に関与し、サービス提供や施設建設などを実施

2. サービス提供の実施主体の点検

町の関与が認められる場合であっても、すべて町が実施主体である必要はなく、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、多様なサービス提供の実施主体の活用を検討する。

なお、その際には以下の基準を満たすとともに、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要がある。

1. 住民サービスが低下しない。
2. 事務事業にかかる費用が低減できる。
3. 他の実施主体が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用できる。
4. 公平性・公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれることがない。

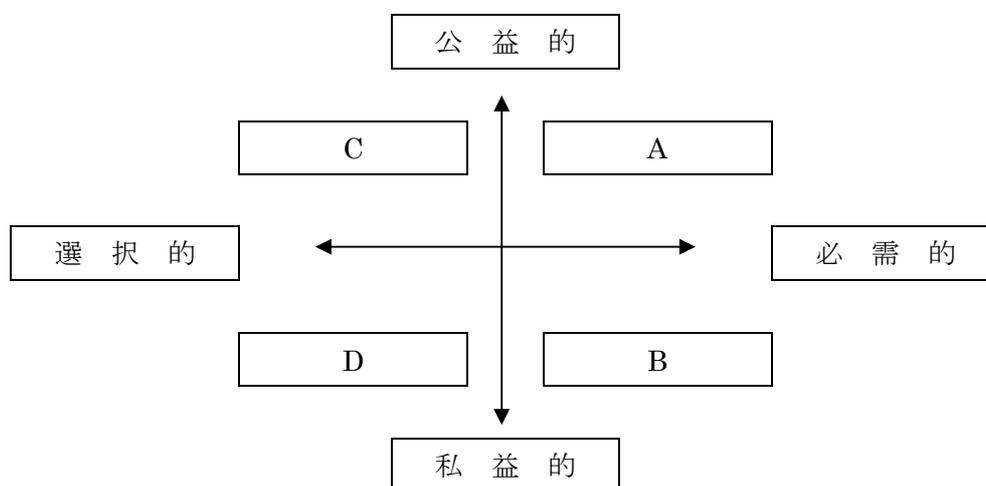
サービス提供の実施主体およびその導入の意義と留意点は下表のとおりである。

区 分		導入の意義と留意点
直 営 (一部委託)		・町が実施主体となるべき事務事業であっても、事務の一部分を委託することによって、効率的・効果的な執行が可能
外郭団体		・専門的な行政機能を補完・代替する役割を担っており、行政と一体となった事業展開が可能 ・民間企業や市民活動団体との間で事業領域の競合の可能性
民間企業	PFI	・民間企業の資金、経営能力や技術を活用し、低廉・良質なサービス提供が可能 ・財政支出が中長期にわたり平準化 ・リスクの一部を民間が担うため、その調整が課題
	委託	・契約の相手方となりうる実施主体が数多く存在し、幅広い分野のサービス提供が可能 ・専門的知識、技術を要する業務、定型的かつ大量の業務などに大きな効果
市民活動団体 (委託・協働)		・その強い目的意識が行政目的と一致するときには、協働により大きな効果 ・採算性が低い部門にも住民活動団体独自の事業領域が存在 ・住民参加意識の高まりや地域の活性化などに効果が波及

3. 公費負担と受益者負担の点検

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを徹底する。

この場合、公費負担と受益者負担の関係については、一般的には事務事業の性質に応じ、下表のように区分することができるが、このうちBからDに該当する事務事業については、負担の公平の観点から受益者負担が必要であり、適正な原価計算を行うとともに、国や他市町村の水準、同種・類似の事業の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には積極的に見直しを図る。



区分	分類	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
A	公益的－必需的サービス	○受益者は不特定多数の住民 ○住民生活に必要なサービス	公費負担中心
B	私益的－必需的サービス	●受益者は特定の住民 ○住民生活に必要なサービス	公費負担と受益者負担の組み合わせ
C	公益的－選択的サービス	○受益者は不特定多数の住民 ●住民が選択可能なサービス	公費負担と受益者負担の組み合わせ
D	私益的－選択的サービス	●受益者は特定の住民 ●住民が選択可能なサービス	受益者負担中心